【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月６日
【会社名】	オンコリスバイオファーマ株式会社
【英訳名】	Oncolys BioPharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　浦田　泰生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
【電話番号】	03(5472)1578
【事務連絡者氏名】	執行役員　　秦　耕平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
【電話番号】	03(5472)1578
【事務連絡者氏名】	執行役員　　秦　耕平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、2026年11月６日開催の取締役会において、譲渡制限付株式制度(以下、「本制度」といいます。)に基づき、当社の社外取締役を除く取締役及び使用人(以下、「割当対象者」)に対し、新株式の発行を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 発行の概要

銘柄	種類	株式の内容
オンコリスバイオファーマ株式会社株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容には何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

発行数	発行価格	発行価額の総額
17,700株	7,550円	133,635,000円

資本組入額	資本組入額の総額
66,817,500円	66,817,500円

(2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

相手方	人数	発行数
当社の取締役(社外取締役を除く。)	３名	7,000株
当社の使用人(執行役員及び従業員)	20名	10,700株

(3) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合の、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はございません。

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

当社は割当予定先である割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税等第54条第１項及び所得税法施行令第84条第１項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、新株式の発行は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社から割当対象者に対して支給される金銭債権合計金133,635,000円(発行する株式１株につき出資される金銭債権の額は7,550円)を出資財産として、現物出資の方法により行われるものであります。

① 譲渡制限期間

2026年11月24日～2028年11月30日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する任期満了の日となる当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、使用人及び当社子会社の使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合(割当対象者が使用人の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役(社外取締役を除きます。)、使用人及び当社子会社の使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合)には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する任期満了の日となる当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役(社外取締役を除きます。)、使用人及び当社子会社の使用人のいずれかの地位にあったことを条件として(割当対象者が使用人の場合は、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役(社外取締役を除きます。)、使用人及び当社子会社の使用人のいずれかの地位にあったことを条件として)、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役(社外取締役を除きます。)、使用人及び当社子会社の使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、原則、2026年４月から割当対象者が当社の取締役(社外取締役を除きます。)、使用人及び当社子会社の使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12(割当対象者が使用人の場合は、2026年11月から割当対象者が当社の取締役(社外取締役を除きます。)、使用人及び当社子会社の使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を25)で除した数(ただし、計算の結果１を超える場合には１とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、原則、2026年４月から当該承認の日を含む月までの月数を12(割当対象者が使用人の場合は、2026年11月から当該承認の日を含む月までの月数を25)で除した数(ただし、計算の結果１を超える場合には１とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

(5) 当該株券等が譲渡についての制限がなされていない他の株券等と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式と区分して、割当対象者がSMBC日興證券株式会社に開設した専用口座で管理され、割当対象者からの申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連してSMBC日興證券株式会社との間において契約を締結しています。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

(6) 本割当株式の払込期日

2026年11月24日

(7) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

(8) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2026年11月５日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である7,550円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上